

## <平成 27 年度住民税の主な変更点について>

### (1) 住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充

住宅借入金等特別税額控除について、居住年の適用期限が 4 年間延長され、平成 29 年 12 月 31 日までになりました。

また、平成 26 年 4 月 1 日以後に居住を開始した場合の控除限度額が、136,500 円に拡充されました。(平成 26 年 3 月 31 日までの場合の控除限度額は、97,500 円)

	居住年	控除限度額
変更前	～平成 25 年 12 月 31 日	所得税の課税総所得金額等×5% (最高 97,500 円)
変更後	～平成 26 年 3 月 31 日	所得税の課税総所得金額等×5% (最高 97,500 円)
	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 12 月 31 日	所得税の課税総所得金額等×7% (最高 136,500 円)

### (2) 上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率の廃止

上場株式等の配当所得や譲渡所得に対する 10%の軽減税率(所得税 7%・住民税 3%)の特例措置は、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止されました。

平成 26 年 1 月 1 日以後は、本則税率の 20%(所得税 15%・住民税 5%)が適用されます。

変更前 (～平成 25 年 12 月 31 日)	所得税 7% 住民税 3% (区民税 1.8% 都民税 1.2%)
変更後 (平成 26 年 1 月 1 日～)	所得税 15% 住民税 5% (区民税 3% 都民税 2%)